

第11期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2017年6月20日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場所

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目10番地
横浜アリーナ

※ 昨年と会場が異なりますので、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違えないようご注意ください。

株主総会に当日ご出席いただけない方

議決権
行使期限

2017年6月19日（月曜日）
午後5時15分

同封の議決権行使書のご返送またはインターネット等により議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。



詳細は5～7頁の「議決権行使についてのご案内」をご参照ください。

目次

■ 第11期定時株主総会招集ご通知	3
■ 議決権行使についてのご案内	5
■ 株主総会参考書類	9
議案 取締役13名選任の件	
【 第11期定時株主総会招集ご通知添付書類 】	
■ 事業報告	27
■ 計算書類	73
■ 監査報告書	76

株式会社 ゆうちょ銀行

証券コード：7182



経営理念

お客さまの声を明日への羅針盤とする
「最も身近で信頼される銀行」を目指します。

信 頼

法令等を遵守し、お客さまを始め、
市場、株主、社員との信頼、社会への貢献を大切にします

変 革

お客さまの声・環境の変化に応じ、
経営・業務の変革に真摯に取り組んでいきます

効 率

お客さま志向の商品・サービスを追求し、
スピードと効率性の向上に努めます

専門性

お客さまの期待に応えるサービスを目指し、
不断に専門性の向上を図ります

株主の皆さまへ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当行は、「Super Regional & Super Global」の事業モデルを掲げ、約24,000局の郵便局を中心にした全国を網羅するネットワークを通じ、お客さま満足度No.1のサービスを提供する「最も身近で信頼される銀行」であるとともに、「本邦最大級の機関投資家」として、適切なリスク管理のもと、運用の高度化・多様化を推進し、安定的な収益を確保することを目指しております。

低金利環境等、厳しい経営環境の継続が見込まれますが、中期経営計画の最終年度である本年は、目標の必達に向けて全社を挙げて取り組んでまいります。

今後も、企業価値向上のため、ゆうちょ銀行、そして日本郵政グループ一丸となって取り組んでまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

株式会社ゆうちょ銀行
取締役兼代表執行役社長

池田 憲人



招集ご通知

証券コード 7182

2017年5月31日

株 主 各 位

本社所在地：東京都千代田区霞が関一丁目3番2号
(登記上の本店所在地：東京都千代田区丸の内二丁目7番2号)

株式会社 ゆうちょ銀行

取締役兼代表執行役社長 池 田 憲 人

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当行第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、書面（議決権行使書用紙）または電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類（9～26頁）をご検討の上、「議決権行使についてのご案内」（5～7頁）に従いまして、**2017年6月19日（月曜日）午後5時15分までに議決権をご行使**くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2017年6月20日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目10番地
横浜アリーナ

当行は、第10期定時株主総会を埼玉県さいたま市のさいたまスーパーアリーナで開催いたしましたが、本株主総会におきましては、同所が適当な日程で利用できないことから、多くの株主さまにご入場いただけるよう、上記会場で開催することといたしました。

ご来場の際は、裏表紙の「株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。

3. 目的事項 報告事項

第11期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

議案 取締役13名選任の件

以 上

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、会計監査人および監査委員会が監査した計算書類には、**当行ウェブサイト**に掲載している個別注記表を含みます。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の**当行ウェブサイト**に掲載させていただきます。

 **当行ウェブサイト** <http://www.jp-bank.japanpost.jp/>

ゆうちょ銀行

検索

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。



日 時 2017年6月20日（火曜日）午前10時
(受付開始 午前9時)

場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目10番地
横浜アリーナ
(昨年と会場が異なります。)

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書

■ 郵送で議決権行使

行使期限 2017年6月19日（月曜日）午後5時15分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、
上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書用紙のご記入方法

議決権行使書 株主番号 画面代行行使権 無

株主様へ
敬し、2017年6月19日（月曜日）午後5時15分までに、この議決権行使書用紙を封筒に入れてお送りください。この封筒は、株主様から送られるものとさせていただきます。この封筒は、株主様から送られるものとさせていただきます。

議決権行使書用紙の記入方法
1. 株主総会に出席しない場合は、この議決権行使書用紙に「賛」または「否」の欄に○印を記入してください。
2. 一部の候補者を「賛」または「否」の欄に○印を記入し、その他の候補者を「賛」または「否」の欄に○印を記入しないでください。
3. 株主総会に出席しない場合は、この議決権行使書用紙に「賛」または「否」の欄に○印を記入してください。
4. 議決権行使書用紙に「賛」または「否」の欄に○印を記入しないでください。
5. 議決権行使書用紙に「賛」または「否」の欄に○印を記入しないでください。

議 案	賛	否
議案第1号 役員報酬	☐	☐
議案第2号 役員報酬	☐	☐
議案第3号 役員報酬	☐	☐
議案第4号 役員報酬	☐	☐
議案第5号 役員報酬	☐	☐
議案第6号 役員報酬	☐	☐
議案第7号 役員報酬	☐	☐
議案第8号 役員報酬	☐	☐
議案第9号 役員報酬	☐	☐
議案第10号 役員報酬	☐	☐
議案第11号 役員報酬	☐	☐
議案第12号 役員報酬	☐	☐
議案第13号 役員報酬	☐	☐
議案第14号 役員報酬	☐	☐
議案第15号 役員報酬	☐	☐
議案第16号 役員報酬	☐	☐
議案第17号 役員報酬	☐	☐
議案第18号 役員報酬	☐	☐
議案第19号 役員報酬	☐	☐
議案第20号 役員報酬	☐	☐

株主様へ
敬し、2017年6月19日（月曜日）午後5時15分までに、この議決権行使書用紙を封筒に入れてお送りください。この封筒は、株主様から送られるものとさせていただきます。この封筒は、株主様から送られるものとさせていただきます。

株主様へ
敬し、2017年6月19日（月曜日）午後5時15分までに、この議決権行使書用紙を封筒に入れてお送りください。この封筒は、株主様から送られるものとさせていただきます。この封筒は、株主様から送られるものとさせていただきます。

こちらに、議案の賛否をご表示ください。

議 案

- | | |
|-------------------|--------------------------------|
| 全員賛成の場合 | → 「賛」の欄に○印 |
| 全員否認の場合 | → 「否」の欄に○印 |
| 一部の候補者を
否認する場合 | → 「賛」の欄に○印をし、否認
する候補者の番号を記入 |

なお、賛否の表示がない場合には、「賛」の表示があったものとしてお取扱いいたします。



■ インターネットで議決権行使

行使期限 2017年6月19日（月曜日）午後5時15分まで

議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、画面の案内に従って、
上記の行使期限までに賛否をご入力ください。詳細は次頁をご覧ください。

インターネットで議決権行使をする場合



インターネットによるアクセス手順

パソコン、スマートフォンまたはタブレット端末から議決権行使ウェブサイト
にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」お
よび「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従ってご入力ください。

バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して左の「QRコード」を読み
取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。

※QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

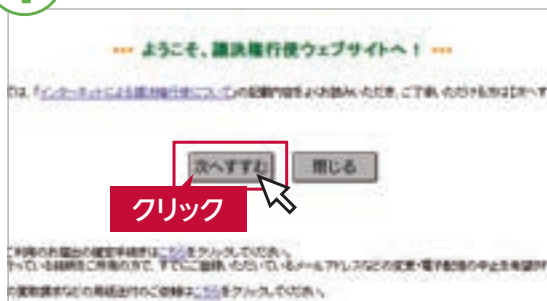


議決権行使ウェブサイト

<http://www.web54.net>

1

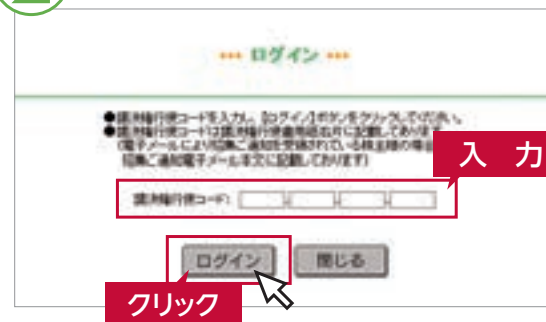
議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリックしてください。

2

ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力いただき、
「ログイン」をクリックしてください。

3

以降は画面の案内に従ってご入力ください。

重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 郵送とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご注意

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主さまのご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

インターネットによる
議決権行使について

【株主名簿管理人】三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-652-031** (フリーダイヤル)

(受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆さまへ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

配当金について

2017年5月15日開催の取締役会において、次のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1 期末配当金

1株当たり25円00銭

2 効力発生日（支払開始日）

2017年6月21日

当行は、中間配当および期末配当による年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

2017年5月15日開催の取締役会において、2017年6月21日を効力発生日（支払開始日）として、1株につき25円00銭の期末配当金をお支払いすることを決議いたしました。

なお、中間配当金として1株につき25円00銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき50円00銭となります。

「期末配当金領収証」（銀行振込ご指定の方には「配当金計算書」および「お振込みについて」）は、2017年6月20日開催の第11期定時株主総会決議ご通知に同封してご送付申し上げる予定です。

主なお手続き、ご照会等の内容

- 配当金受領方法の指定のお手続き
- 住所・氏名変更等のお手続き
- 単元未満株式の買取・買増請求のお手続き
- 相続のお手続き

お問い合わせ先

口座を開設されている証券会社等

主なお手続き、ご照会等の内容

- 支払期間経過後の配当金に関するご照会
- 郵送物等の発送と返戻に関するご照会
- 各種証明書の発行に関するお手続き
- その他株式事務に関する一般的なお問い合わせ

お問い合わせ先

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

 **0120-581-841**（フリーダイヤル）

（受付時間 土・日・祝祭日を除く午前9時～午後5時）

株主総会参考書類

議案および参考事項

議案 取締役13名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、取締役13名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名	現在の当行における地位および担当		
1	再任 池田 憲人 (いけだ のりと)	取締役兼代表執行役社長		
2	再任 田中 進 (たなか すすむ)	取締役兼代表執行役副社長		
3	再任 佐護 勝紀 (さご かつのり)	取締役兼代表執行役副社長		
4	再任 長門 正貢 (ながと まさつぐ)	取締役 指名委員長 報酬委員		
5	新任 中里 良一 (なかざと りょういち)	執行役副社長		
6	再任 有田 知徳 (ありた ともよし)	取締役 監査委員長 指名委員	社外	独立
7	再任 野原 佐和子 (のほら さわこ)	取締役 監査委員	社外	独立
8	再任 町田 徹 (まちだ てつ)	取締役 監査委員	社外	独立
9	再任 明石 伸子 (あかし のぶこ)	取締役	社外	独立
10	再任 壺井 俊博 (つばい としひろ)	取締役 監査委員 (常勤)	社外	
11	再任 池田 克朗 (いけだ かつあき)	取締役 監査委員 報酬委員	社外	独立
12	再任 岡本 毅 (おかもと つよし)	取締役 報酬委員長 指名委員	社外	独立
13	新任 野本 弘文 (のもと ひろふみ)		社外	独立

社外：社外取締役候補者 独立：独立役員候補者



候補者
番号 1 ^{いけ}池田 ^だ憲人 ^{のり}と (1947年12月9日生)

取締役候補者とした理由

株式会社横浜銀行取締役、株式会社足利銀行頭取等を歴任するとともに、当行代表執行役社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
1,500株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
100% (10回/10回)

地位および担当
取締役兼代表執行役社長

略歴

1970年4月 株式会社横浜銀行入行
1996年6月 同社取締役融資管理部長
1997年6月 同社取締役総合企画部長
2001年4月 同社代表取締役 (CFO 最高財務責任者)
2002年4月 同社代表取締役 (CPO 最高人事責任者)
2003年6月 同社取締役
横浜キャピタル株式会社代表取締役会長
2003年12月 株式会社足利銀行頭取 (代表取締役)
2004年6月 同社頭取 (代表執行役)
2008年9月 A.T.カーニー特別顧問
2012年2月 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構代表取締役社長
2016年4月 当行代表執行役社長
2016年6月 当行取締役兼代表執行役社長 (現任)

重要な兼職の状況： 日本郵政株式会社取締役
株式会社ファンケル社外取締役



候補者
番号 **2** た なか **田中 進** すすむ (1959年8月23日生)

取締役候補者とした理由

当行コーポレートスタッフ部門等において要職を歴任するとともに、当行代表執行役副社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
1,900株

取締役在任年月数
4年

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

地位および担当
取締役兼代表執行役副社長
(社長補佐、コーポレートスタッフ部門(財務部、IR部、広報部除く))

略歴

1982年 4月 郵政省入省
2000年 7月 同省郵務局国際課長
2001年 1月 総務省郵政企画管理局郵便企画課国際企画室長
2001年 7月 同省郵政企画管理局貯金経営計画課長
2003年 1月 郵政事業庁貯金部資金運用課長
2003年 4月 日本郵政公社郵便貯金事業本部企画部長
2004年 6月 内閣官房郵政民営化準備室参事官
2006年 9月 日本郵政公社金融総本部郵便貯金事業本部企画部長
2007年10月 当行執行役
2009年 6月 当行常務執行役
2010年10月 日本郵政株式会社常務執行役 (現任)
2012年 4月 当行専務執行役
2013年 6月 当行取締役兼執行役副社長
2015年 3月 当行取締役兼代表執行役副社長 (現任)

■ 重要な兼職の状況： 日本郵政株式会社常務執行役



候補者
番号 **3 佐護 勝紀** (1967年11月1日生)

取締役候補者とした理由

ゴールドマン・サックス証券株式会社等において取締役副社長等を歴任するとともに、当行代表執行役副社長として当行の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
5,200株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
90% (9回/10回)

地位および担当
取締役兼代表執行役副社長 (市場部門)

略歴

1992年 4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社
1997年 5月 同社債券部門金融商品開発部長
2003年 10月 同社エクイティ部門 パン・アジア・エクイティ・プロダクツ・グループ共同責任者
2006年 10月 ゴールドマン・サックス証券株式会社 (営業譲受) エクイティ部門 パン・アジア・エクイティ・プロダクツ・グループ共同責任者
債券・為替・コモディティ部門アジア・エキゾチック・トレーディング、クレジット・トレーディング担当責任者
2007年 1月 同社取締役
パンアジアエクイティ部門、債券・為替・コモディティ部門共同統括
2008年 7月 同社取締役
エクイティ部門、債券・為替・コモディティ部門統括
2011年 1月 同社取締役副社長
証券部門統括
2014年 7月 同社副会長
2015年 2月 同社退任
2015年 2月 金融庁参与
2015年 6月 当行本社統括役
2015年 6月 当行執行役副社長
2016年 6月 当行取締役兼代表執行役副社長 (現任)

重要な兼職の状況： なし



候補者
番号 **4** ^{なが と まさ つぐ} **長門 正貢** (1948年11月18日生)

取締役候補者とした理由

シティバンク銀行株式会社等において取締役会長等を歴任するとともに、親会社である日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長として日本郵政グループ全般の経営を担っており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任

所有する当行株式数
1,500株

取締役在任年数
2年1か月

取締役会への出席状況
91% (11回／12回)

指名委員会への出席状況
100% (2回／2回)

報酬委員会への出席状況
100% (4回／4回)

地位および担当
取締役、指名委員長、
報酬委員

略歴

1972年 4月 株式会社日本興業銀行入行
2000年 6月 同社執行役員
2001年 6月 同社常務執行役員
2002年 4月 株式会社みずほ銀行常務執行役員
2003年 4月 株式会社みずほコーポレート銀行常務執行役員
2006年 6月 富士重工業株式会社専務執行役員
2007年 6月 同社取締役専務執行役員
2010年 6月 同社代表取締役副社長
2011年 6月 シティバンク銀行株式会社取締役副会長
2012年 1月 同社取締役会長
2015年 5月 当行取締役兼代表執行役社長
2015年 6月 日本郵政株式会社取締役
2016年 4月 当行取締役（現任）
日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長（現任）
日本郵便株式会社取締役（現任）
2016年 6月 株式会社かんぽ生命保険取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： 日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長
日本郵便株式会社取締役
株式会社かんぽ生命保険取締役



候補者
番号 **5** なか ざと りょう いち **中里 良一** (1954年8月19日生)

取締役候補者とした理由

株式会社日立ソリューションズ等において取締役副社長執行役員等を歴任するとともに、当行執行役副社長として当行の経営に携わった経歴を有しており、その豊富な経験と実績を活かして、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

新任

所有する当行株式数
300株

取締役在任年月数
—

取締役会への出席状況
—

地位および担当
執行役副社長（システム部門）

略歴

- 1977年 4月 株式会社日立製作所入社
- 1997年 2月 同社情報システム事業部金融システム本部金融第一システム部長
- 2003年 4月 同社情報・通信グループ金融第一事業部長
- 2008年 4月 同社情報・通信グループ金融システム事業部長
- 2009年10月 同社情報・通信システム社情報・通信グループ金融システム事業部長
- 2010年 4月 同社理事 情報・通信システム社執行役員システムソリューション部門COO
- 2012年 4月 同社理事 情報・通信システムグループ情報・通信システム社執行役員技師長兼CIO
- 2013年 4月 株式会社日立ソリューションズ専務執行役員
- 2014年 4月 同社取締役副社長執行役員
- 2016年 4月 当行執行役副社長（現任）

■ 重要な兼職の状況：日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社取締役



再任 社外 独立

所有する当行株式数

2,800株

取締役在任年月数

7年

取締役会への出席状況

100% (12回／12回)

指名委員会への出席状況

100% (2回／2回)

監査委員会への出席状況

100% (14回／14回)

地位および担当

取締役、監査委員長、
指名委員

候補者
番号 **6** あり た とも よし **有田 知徳** (1948年2月1日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり法曹の職にあり、その経歴を通じて培った法律の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

略歴

1974年 4月 神戸地方検察庁検事任官
2001年 6月 秋田地方検察庁検事正
2002年 8月 最高検察庁検事
2004年 6月 名古屋地方検察庁検事正
2005年 9月 最高検察庁公安部長
2007年 7月 高松高等検察庁検事長
2008年 7月 仙台高等検察庁検事長
2009年 1月 福岡高等検察庁検事長
2010年 4月 弁護士登録（現職）
2010年 6月 当行取締役（現任）

重要な兼職の状況： 弁護士

WDBホールディングス株式会社社外監査役
ブラザー工業株式会社社外監査役
福山通運株式会社社外取締役



候補者
番号 **7** の はら さ わ こ
野原 佐和子 (1958年1月16日生)

社外取締役候補者とした理由

複数の研究所等の要職を歴任し、また、政府関係会議の有識者委員を多数歴任し、国内外の先進的な事業戦略などについての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
0株

取締役在任年月数
3年

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

監査委員会への出席状況
100% (14回/14回)

地位および担当
取締役、監査委員

略歴

- 1988年12月 株式会社生活科学研究所入社
- 1995年7月 株式会社情報通信総合研究所入社
- 1998年7月 同社ECビジネス開発室長
- 2000年12月 有限会社イプシ・マーケティング研究所取締役
- 2001年12月 株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長（現任）
- 2006年6月 日本電気株式会社社外取締役
- 2009年11月 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授（現任）
- 2012年6月 株式会社損害保険ジャパン社外監査役
- 2013年6月 NKSJホールディングス株式会社（現：SOMP Oホールディングス株式会社）社外取締役（現任）
- 2014年6月 当行取締役（現任）
日本写真印刷株式会社社外取締役（現任）

- 重要な兼職の状況：株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授
SOMP Oホールディングス株式会社社外取締役
日本写真印刷株式会社社外取締役



候補者
番 号 8 ^{まち} ^だ ^{てつ} 町田 徹 (1960年1月16日生)

社外取締役候補者とした理由

大手新聞社の要職を歴任後、ジャーナリストとして活動し、広く政治、経済等、企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

再 任 社 外 独 立

所有する当行株式数

1,300株

取締役在任年月数

3年

取締役会への出席状況

100% (12回／12回)

監査委員会への出席状況

100% (14回／14回)

地位および担当

取締役、監査委員

略歴

1984年 4 月 株式会社日本経済新聞社入社

2002年 6 月 選択出版株式会社入社

2004年 1 月 経済ジャーナリスト（現任）

2014年 6 月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： 経済ジャーナリスト



候補者番号 **9** あか し のぶ こ **明石 伸子** (1956年4月24日生)

社外取締役候補者とした理由

NPO法人の理事長、政府関係会議の有識者議員等として活動し、サービス向上、男女共同参画など企業経営を取り巻く事象についての深い見識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
200株

取締役在任年月数
2年

取締役会への出席状況
91% (11回/12回)

地位および担当
取締役

略歴

- 1979年 8月 日本航空株式会社入社
- 1988年 4月 株式会社テンポラリーセンター（現：株式会社パソナ）入社
- 1989年 12月 株式会社イメージプラン入社
- 1996年 11月 有限会社ブライトン代表取締役（現任）
- 2003年 3月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事・事務局長
- 2006年 6月 一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会理事
- 2010年 6月 一般財団法人日本教育再生機構理事（現任）
- 2012年 12月 NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長（現任）
- 2013年 9月 内閣府「男女共同参画推進連携会議」有識者議員（現任）
- 2015年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長



候補者
番号 **10** つば い とし ひろ **壺井 俊博** (1953年8月1日生)

社外取締役候補者とした理由

日本郵政株式会社および日本郵便株式会社において要職を歴任し、その経歴を通じて培った当グループ経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 **社外**

所有する当行株式数
1,400株

取締役在任年月数
2年

取締役会への出席状況
100% (12回/12回)

監査委員会への出席状況
100% (14回/14回)

地位および担当
取締役、監査委員（常勤）

略歴

1978年 4月 郵政省入省
2004年 1月 日本郵政公社人事部門人事部長
2005年 4月 同社北海道支社長
2006年 4月 同社執行役員
2007年 4月 同社執行役員郵便局ネットワーク事業部門企画役
2007年 10月 郵便局株式会社（現：日本郵便株式会社）執行役員
2009年 6月 同社常務執行役員
2013年 4月 同社専務執行役員
2013年 6月 日本郵政株式会社常務執行役
2014年 6月 日本郵便株式会社代表取締役副社長兼執行役員副社長
2015年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： なし



候補者
番号 **11** いけ だ かつ あき **池田 克朗** (1951年9月8日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての深い見識とともに、財務・会計に関する専門的な知識を有しており、その豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

再任 社外 独立

所有する当行株式数
500株

取締役在任年月数
1年10か月

取締役会への出席状況
91% (11回／12回)

監査委員会への出席状況
92% (13回／14回)

報酬委員会への出席状況
100% (4回／4回)

地位および担当
取締役、監査委員、報酬委員

略歴

- 1974年 4月 大正海上火災保険株式会社入社
- 1999年 6月 三井海上火災保険株式会社経理部長
- 2003年 6月 三井住友海上火災保険株式会社取締役執行役員経理部長
- 2005年 4月 同社取締役常務執行役員（経理担当）
- 2006年 4月 同社取締役常務執行役員金融サービス本部長（財務・運用担当）
- 2008年 4月 三井住友海上グループホールディングス株式会社取締役
- 2010年 4月 三井住友海上火災保険株式会社取締役専務執行役員MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社取締役執行役員
- 2011年 6月 同社監査役
- 2015年 8月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況： なし



候補者
番 号 ^{おか}12^{もと}岡本^{つよし} 毅 (1947年9月23日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

1970年 4月 東京ガス株式会社入社
2002年 6月 同社執行役員企画本部総合企画部長
2004年 4月 同社常務執行役員企画本部長
2004年 6月 同社取締役常務執行役員企画本部長
2007年 4月 同社代表取締役副社長執行役員
2010年 4月 同社代表取締役社長執行役員
2014年 4月 同社取締役会長（現任）
2016年 6月 当行取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況：東京ガス株式会社取締役会長

再 任 社 外 独 立

所有する当行株式数
600株

取締役在任年月数
1年

取締役会への出席状況
100% (10回／10回)

指名委員会への出席状況
100% (1回／1回)

報酬委員会への出席状況
100% (2回／2回)

地位および担当
取締役、報酬委員長、
指名委員



候補者
番号 **13** の もと ひろ ふみ **野本 弘文** (1947年9月27日生)

社外取締役候補者とした理由

長年にわたり株式会社の経営に携わり、その経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験・見識を活かして、社外取締役として、当行取締役会の意思決定機能および監督機能の強化に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。

略歴

1971年 4月 東京急行電鉄株式会社入社
2007年 6月 同社取締役
2008年 1月 同社常務取締役
2008年 6月 同社専務取締役
2010年 6月 同社代表取締役専務取締役
2011年 4月 同社代表取締役社長（現任）
2015年 6月 同社社長執行役員（現任）

■ 重要な兼職の状況： 東京急行電鉄株式会社代表取締役社長
東急不動産ホールディングス株式会社取締役
株式会社東急レクリエーション取締役
東映株式会社社外取締役
東武鉄道株式会社社外取締役

新任 社外 独立

所有する当行株式数
3,500株

取締役在任年月数
—

取締役会への出席状況
—

地位および担当
—

- (注) 1. 長門正貢氏が取締役兼代表執行役社長を務める日本郵政株式会社は、当行の株式の89%（自己株式を除く）を保有する親会社です。当行は同社とグループ運営に関する契約を締結し、同契約に基づき当行は同社に対しブランド価値使用料を支払っているほか、当行と同社の間には不動産賃貸借等の取引関係があります。なお、その他の取締役候補者と当行の間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち、有田知徳氏、野原佐和子氏、町田徹氏、明石伸子氏、壺井俊博氏、池田克朗氏、岡本毅氏および野本弘文氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。
3. 有田知徳氏、野原佐和子氏、町田徹氏、明石伸子氏、池田克朗氏および岡本毅氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のため確保を義務付けている独立役員であります。また、野本弘文氏は株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件および当行の独立役員指定基準を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって、有田知徳氏は7年、野原佐和子氏および町田徹氏は3年、明石伸子氏および壺井俊博氏は2年、池田克朗氏は1年10か月、岡本毅氏は1年となります。
5. 当行は、長門正貢氏、有田知徳氏、野原佐和子氏、町田徹氏、明石伸子氏、壺井俊博氏、池田克朗氏および岡本毅氏との間に会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。また、中里良一氏および野本弘文氏の選任が承認された場合、当行は各氏との間に、同様の契約を締結する予定であります。

以上

取締役候補者指名基準

(目的)

第1条 本基準は、指名委員会で取締役候補者を指名する際の基準を定める。

(取締役候補者の規模・構成)

第2条 指名委員会は、取締役会全体のバランスに配慮しつつ、専門知識、経験等が異なる多様な取締役候補者を指名する。

2 取締役候補者の員数は、定款で定める20名以内の適切な人数とし、原則として、その3分の1以上は、独立性を有する社外取締役候補者により構成し、また、財務・会計に関する知見を有する者を1名以上含むものとする。

(社内取締役候補者指名基準)

第3条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社内取締役候補者として指名する。

- (1) 当銀行の業務に関し専門知識を有すること
- (2) 経営判断能力及び経営執行能力にすぐれていること
- (3) 指導力、決断力、先見性、企画力にすぐれていること
- (4) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (5) 社内取締役としての職務を遂行するにあたり健康上の支障がないこと

(社外取締役候補者指名基準)

第4条 指名委員会は、以下の条件を満たす者を当銀行の社外取締役候補者として指名する。

- (1) 経営、財務・会計、法律、行政、社会文化等の専門分野に関する知見を有し、当該専門分野で相応の実績を上げていること
- (2) 取締役としてふさわしい人格及び識見を有すること
- (3) 社外取締役としての職務を遂行するにあたり健康上あるいは業務上の支障がないこと

(欠格事由)

第5条 指名委員会は、以下の条件に該当する者を取締役候補者として指名してはならない。

- (1) 会社法第331条第1項に定める取締役欠格事由に該当する者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

(改廃)

第6条 本基準の改廃は指名委員会の決議による。

【ご参考】「株式会社ゆうちょ銀行独立役員指定基準」

当行は、次のいずれにも該当しない社外取締役の中から、東京証券取引所の定める独立役員を指定する。

1. 過去に日本郵政グループの業務執行者であった者
2. 過去に当行の親会社の業務執行者でない取締役であった者
3. 当行を主要な取引先とする者又はその業務執行者等
4. 当行の主要な取引先である者又はその業務執行者等
5. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得、又は得ていたコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者又は過去に所属していた者）
6. 当行の主要株主（法人である場合には、当該法人の業務執行者等）
7. 次に掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者又は二親等内の親族
 - (1) 前記1から6までに掲げる者
 - (2) 日本郵政グループ（当行を除く）の業務執行者
 - (3) 当行の親会社の業務執行者でない取締役
8. 当行の業務執行者等が社外役員に就任している当該他の会社の業務執行者等
9. 当行から多額の寄付を受けている者（当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の業務執行者等又はそれに相当する者）

別記

1. 本基準における用語の意義は、次に定めるところによる。

日本郵政グループ	当行、当行の親会社、当行の子会社及び当行の兄弟会社
業 務 執 行 者	会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者
業 務 執 行 者 等	業務執行者又は過去に業務執行者であった者
当 行 を 主 要 な 取 引 先 と す る 者	過去3事業年度における当行からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である者
当 行 の 主 要 な 取 引 先 で あ る 者	過去3事業年度におけるその者から当行への支払の年間平均額が、当行の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の2%以上である者
多 額 の 金 銭	個人：過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の金銭 団体：過去3事業年度における当行からその者への支払の年間平均額が、その者の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の2%以上である場合の金銭
主 要 株 主	金融商品取引法第163条第1項に規定する主要株主
多 額 の 寄 付	過去3事業年度において年間平均1,000万円以上の寄付

2. 独立役員の属性情報に関し、独立役員に係る取引又は寄付が次に定める軽微基準を充足する場合は、当該独立役員の独立性に与える影響がないと判断し、独立役員の属性情報の記載を省略する。

(1) 取引

- ① 過去3事業年度における当行から当該取引先への支払の年間平均額が、当該取引先の過去3事業年度の年間平均連結総売上高の1%未満
- ② 過去3事業年度における当該取引先から当行への支払の年間平均額が、当行の過去3事業年度の年間平均連結経常収益の1%未満

(2) 寄付

当行からの寄付が、過去3事業年度において年間平均500万円未満

事業報告（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、日本郵政グループの一員として銀行業を営んでいます。主な業務は、預金（貯金）業務、シンジケートローン等の貸出業務、有価証券投資業務、為替業務、国債・投資信託および保険商品の窓口販売業務、住宅ローン等の媒介業務、クレジットカード業務です。

ロ. 金融経済環境

当年度の経済情勢を顧みますと、不確定な要素から下振れするリスクはあるものの、年度後半より世界経済の持ち直しの動きが強まりました。海外では、欧米を中心とする先進国経済の緩やかな成長が続く中、中国をはじめとする新興国経済の減速が一服しました。わが国経済は、2016年1－3月期以降、4四半期連続のプラス成長となり、緩やかな成長が続きました。

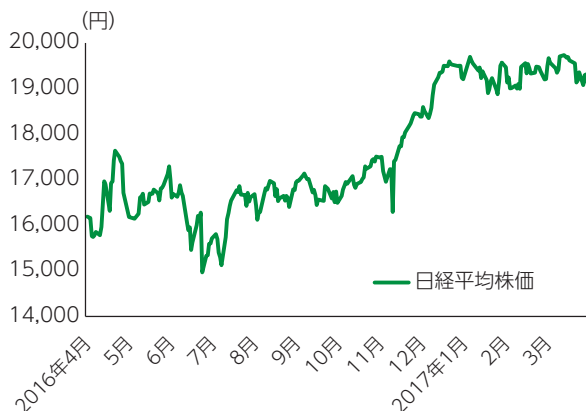
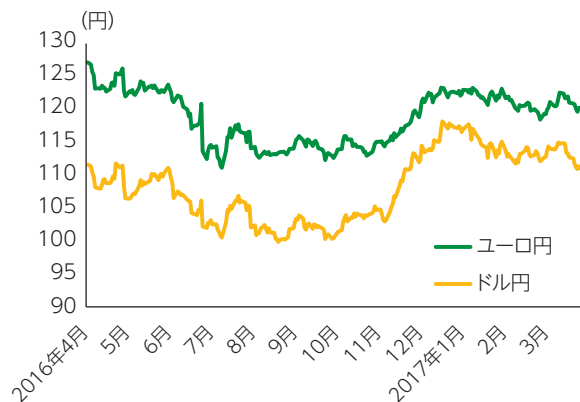
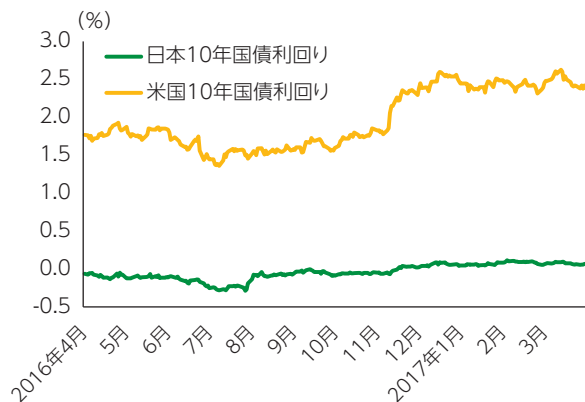
わが国の10年国債利回りは、6月の英国のEU離脱決定を受けたリスク回避の動きからマイナス0.2%台まで低下しました。しかし、7月の日本銀行のマイナス金利の深掘りの見送りや9月の長短金利操作付き量的・質的金融緩和の導入を受け、0%をやや下回る水準となりました。その後、11月の米大統領選後の米国金利の急上昇を受けプラス圏に転じ、概ね0.1%をやや下回る水準で推移しました。

米国の10年国債利回りは、年度当初は1.8%程度で推移していましたが、早期利上げ観測の後退や英国のEU離脱決定を受け、7月には一時1.4%を下回る水準まで低下しました。その後、11月の大統領選の結果を受け、新政権への政策期待等から一時2.6%台まで上昇した後は、概ね2.5%前後に落ち着きました。

外国為替市場は、年度当初は円高基調で推移し、6月に一時対ドルで99円台、対ユーロで109円台まで円高が進みました。しかし、11月の米大統領選後の米国金利の急上昇を受け、日本と海外の金利差が拡大したことから円安基調に転じ、一時対ドルで118円台、対ユーロで124円台まで急速に円安が進みました。その後、米大統領によるドル高牽制発言等を受け、円安進行は一服し、年明け以降は対ドルでは112～114円台、対ユーロでは120円程度となりました。

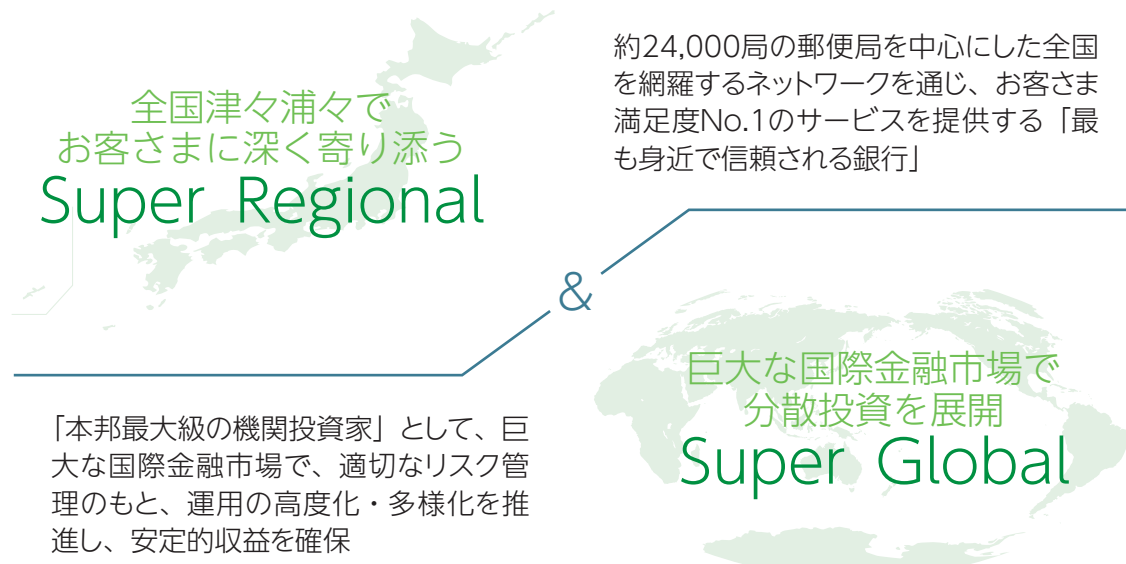
日経平均株価は、6月に一時15,000円を割る場面も見られましたが、7月の日本銀行による

ETF買入れ額の増額や、米大統領選後の米国経済の拡大期待や円安が好感され、12月には一時19,000円台半ばまで上昇しました。その後、19,000円台を割る場面も見られましたが、概ね19,000円台での動きとなりました。



ハ. 事業の経過及び成果

当行は、「Super Regional & Super Global」の事業モデルを掲げ次の2点を目指しています。



■ 2016年度業績

経常利益	当期純利益	1株当たりの年間配当金
4,420億円	3,122億円	50円 00銭
(業績予想に対する達成率：105.2%)	(業績予想に対する達成率：104.0%)	(うち期末配当金は25円00銭)

【損益の状況】

資金利益は、金利が低位で推移するなど厳しい経営環境下、外国証券投資を拡大したことによる外国証券利息の増加はあったものの、国債利息の減少を主因に金額を減らしました。一方、その他業務利益は、外国為替売買損益の増加等により金額を増やしました。

通期業績予想の当期純利益3,000億円に対する達成率は104.0%となりました。配当性向は目安とした50%を上回る60.0%です。

	(単位：億円)		
	2016年度	2015年度	増減額
業務粗利益	14,102	14,520	△418
資金利益	12,235	13,610	△1,375
役務取引等利益	866	911	△45
その他業務利益	1,000	△1	1,002
経費	10,561	10,661	△100
一般貸倒引当金繰入額	△0	—	△0
業務純益	3,540	3,858	△317
臨時損益	879	961	△81
経常利益	4,420	4,819	△399
当期純利益	3,122	3,250	△128
総資産当期純利益率 (ROA)	0.14%	0.15%	△0.00%
資本当期純利益率 (ROE)	2.68%	2.80%	△0.12%
経費率 (OHR)	74.89%	73.42%	1.46%

(注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しています。

2 業務純益 = 資金利益 (資金運用収益 - 資金調達費用 + 金銭の信託運用見合費用)

+ 役務取引等利益 (役務取引等収益 - 役務取引等費用)

+ その他業務利益 (その他業務収益 - その他業務費用)

- 経費 (営業経費から臨時処理分を除く) - 一般貸倒引当金繰入額

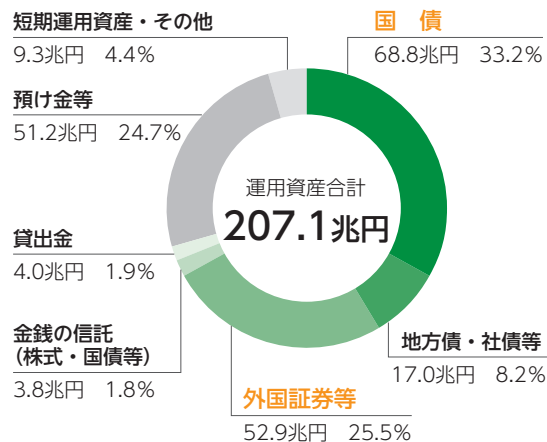
【財産の状況】

財産の状況は下表のとおりです。

	(単位：億円)		
	2017年3月末	2016年3月末	増減額
資産	2,095,688	2,070,560	25,127
うち国債	688,049	822,556	△134,506
うち外国証券等	529,170	453,955	75,214
負債	1,977,887	1,955,478	22,408
うち貯金	1,794,346	1,778,719	15,626
純資産	117,800	115,081	2,718
株主資本	87,296	86,052	1,243
評価・換算差額等	30,504	29,028	1,475

【資産運用の状況】

低金利環境の継続により国債の残高は減少する一方で、国際分散投資の推進により、外国証券等の残高は増加しました。



※1 「地方債・社債等」は地方債、短期社債、社債、株式。

※2 「預け金等」は譲渡性預け金、日銀預け金、買入金銭債権。

※3 「短期運用資産・その他」はコールローン、債券貸借取引支払保証金等。

国債



外国証券等



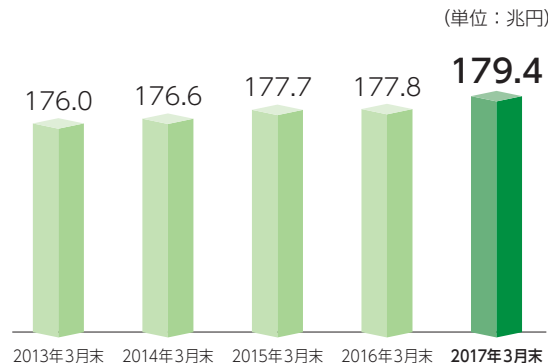
その他有価証券の評価損益※



※ ヘッジ考慮後（税効果前）の損益を記載しています。

【貯金残高の推移】

資金調達の主要勘定である貯金残高は、安定的に推移しています。



流動性



定期性



【自己資本比率の推移】

自己資本比率（単体・国内基準）については、運用の高度化・多様化により前年度末比4.16%ポイント低下の22.22%となりました。自己資本比率規制上の最低水準である4%に比べて、なお高い水準を維持しています。

【信用格付の取得】

当行は、2016年5月に信用格付を取得しました。第三者の中立的な評価を取得することにより、お客さま、株主、取引先等のみなさまの信頼を得るとともに、資本市場へのアクセスが可能となりました。

(2017年3月31日時点)

格付会社	長期格付	短期格付
ムーディーズ	A1	P-1
スタンダード&プアーズ	A+	A-1

中期経営計画（2015年度から2017年度）の2年目である当年度は、目指す姿の実現に向け「顧客基盤の確保と手数料ビジネスの強化」「サテライト・ポートフォリオの資産内容充実など運用の高度化・多様化」「内部管理態勢の充実・経営基盤の強化」に取り組みました。

ゆうちょ銀行・中期経営計画（2015年度～2017年度）

目指す姿

■ 約24,000局の郵便局を中心にした全国を網羅するネットワークを通じ、お客さま満足度 No.1 のサービスを提供する「最も身近で信頼される銀行」

■ 「本邦最大級の機関投資家」として、適切なリスク管理の下で、運用の高度化・多様化を推進し、安定的収益を確保

具体的戦略

1. 1 億人規模のお客さまの生活・資産形成に貢献するリテールサービスの推進
 - 安定的な顧客基盤の構築による総預かり資産の拡大
 - 役務手数料の拡大
 - 営業基盤の整備
 - お客さま本位のサービス提供体制の構築

2. 安定的な調達構造の下、一層の運用収益を求めて、運用戦略を高度化

3. コンプライアンスの徹底を大前提に、上場企業としての強靱な経営態勢を構築

■ 顧客基盤の確保と手数料ビジネスの強化

日本郵便株式会社と協働し、お客さまとの安定的で持続的な関係を深め、「総預かり資産」の拡大に努めました。具体的には、資産運用コンサルタントを1,200人体制に向けて増員・育成するなどリテール営業力の向上に注力しました。また、給与・年金口座等の提案など当行をメインバンクとしてご利用いただくための取組みを推進しました。

当年度は、例年に比べて定額貯金の満期を迎えるお客さまが大幅に増える中で、満期のお知らせや身近な郵便局からの案内等を通じて、関連商品も含めた当行商品の継続的なご利用を促進しました。

なお、当行は、郵政民営化法により、決済用預金である振替貯金を除き、原則として一の預金者からの受け入れ可能な金額が制限されています。このうち通常貯金、定額貯金、定期貯金等の合計額の上限は、2016年4月に1,000万円から1,300万円に引き上げられました。

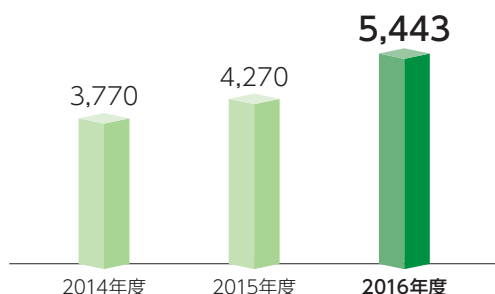
手数料ビジネスについては、資産運用商品販売の拡大・ATM事業の強化等に取り組みました。

資産運用商品の販売にあたっては、お客さまの裾野拡大に向けて、各種キャンペーンを展開するとともに、資産運用コンサルタントによる丁寧な提案等に注力しました。また、少額投資非課税制度（NISA）・未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）のご利用を促進しました。あわせて、多様化するお客さまの資産運用ニーズに適うよう、投資信託等の商品のラインアップを拡充しました。

【投資信託の販売額・純資産残高】

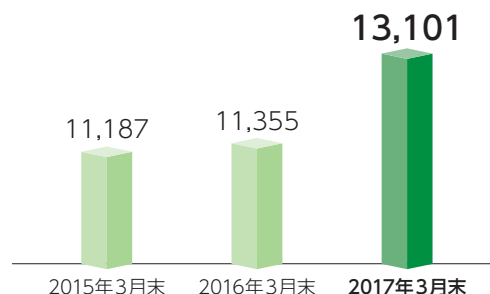
投資信託（販売額）の推移

（単位：億円）

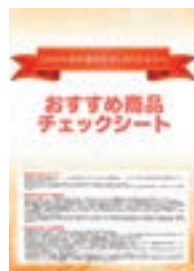


投資信託（純資産残高）の推移

（単位：億円）



はじめての方にもわかりやすい
投資信託ご説明資料



各種パンフレット (ますますわかるbook)



ATMは、駅やショッピングセンター等の利便性の高い場所などへ戦略的に配置しました。さらに、2017年1月以降、16言語対応等の機能を備えた小型ATMを導入し、全国ファミリーマート店舗への設置を進めています。

小型ATM



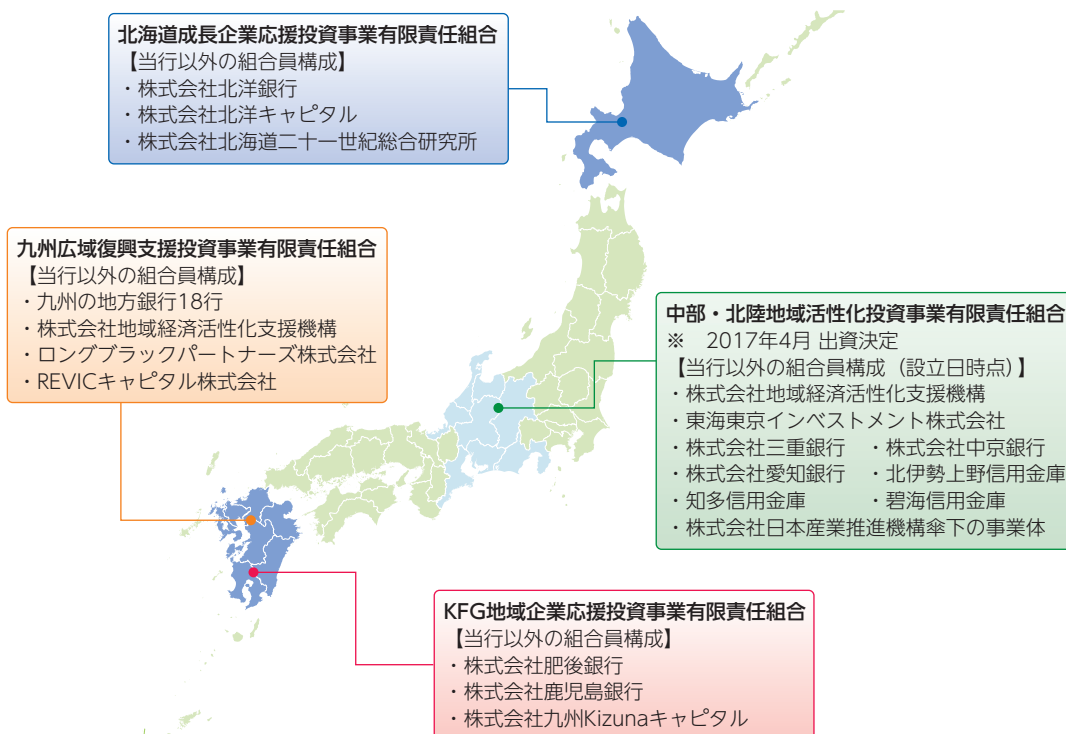
【対応する16言語】

日本語、英語、中国語（簡体）、
中国語（繁体）、韓国語、タイ語、
マレーシア語、フィリピン語、
インドネシア語、ベトナム語、フランス語、
ドイツ語、ポルトガル語、スペイン語、
ロシア語、アラビア語

■ 地域経済活性化への貢献

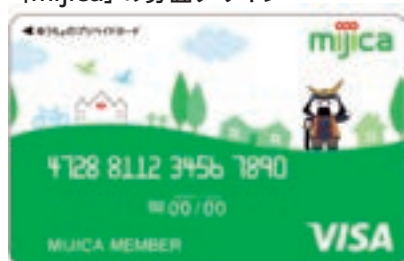
全国津々浦々のお客さまの大切な資金を地域に循環させ、地域金融機関との連携を通じて地域経済活性化に貢献する取組みとして、2016年7月、熊本地震からの復旧・復興を目的とする「九州広域復興支援投資事業有限責任組合」に、同年11月には北海道地方・九州地方における地域経済活性化ファンドに参加することを決定しました。

【地域経済活性化ファンドへの出資状況】



また、日本郵便株式会社とともに、2017年1月から、仙台市・熊本市において、手数料無料ですぐに入会が可能な、地域版Visaプリペイドカード「mijica（ミジカ）」を発行しています。中心部商店街、小売店など地域のみなさまにご参加いただき、ポイント優遇等のサービスを試行しています。

「mijica」の券面デザイン



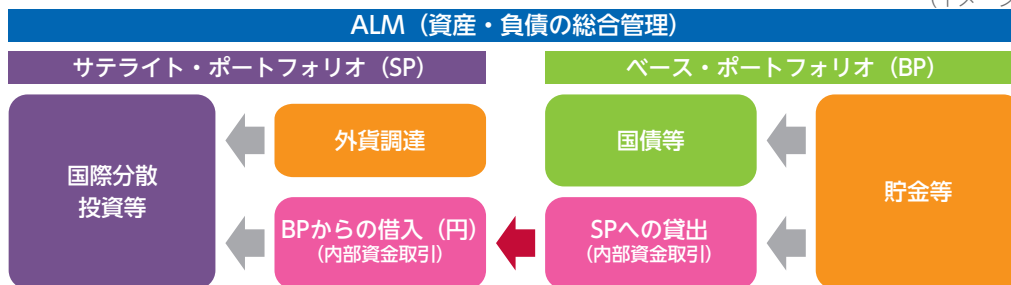
【仙台市版】



【熊本市版】

■ サテライト・ポートフォリオの資産内容充実など運用の高度化・多様化

(イメージ)



- ※1 当行は、ALM（資産・負債の総合管理）の枠組みとしてベース・ポートフォリオとサテライト・ポートフォリオを設けています。
- ※2 ベース・ポートフォリオは、国債運用を中心に主に金利リスクを取って安定的収益の確保を目指すポートフォリオです。
- ※3 サテライト・ポートフォリオは、国際分散投資等により主に信用・市場リスクを取って売買益を含む収益の積み上げを図るポートフォリオです。サテライト・ポートフォリオでは、主としてベース・ポートフォリオからの借入により資金を調達しています。

ALM（資産・負債の総合管理）では、ベース・ポートフォリオとサテライト・ポートフォリオの二つを基軸に、運用の高度化・多様化、市場環境に応じたポートフォリオの組替えの取組みを継続しました。具体的には、低金利継続の影響によるベース・ポートフォリオの収益の減少に

対応し、サテライト・ポートフォリオでは、海外の投資適格債を中心とした外国証券投資を拡大しました。また、外貨建コマーシャル・ペーパーの発行により外貨資金の調達手段の多様化を進めました。

さらに、成長が見込まれる未上場企業等へ投資するプライベート・エクイティ、不動産ファンド、ヘッジファンドなどのオルタナティブ資産への投資を始めました。新たな投資領域の開拓により長期的な収益の向上を目指します。

外部から専門的人材を積極的に登用し、各運用資産クラスに特化した組織体制へ再編が完了したほか、市場部門管理社員に対する株式給付制度を導入するなど運用態勢のさらなる強化に取り組みました。

一方、リスク管理も運用の高度化・多様化に対応してモニタリングを高度化したほか、オルタナティブ投資に対するリスク管理態勢を整備しました。また、外貨資産・負債の増加にあわせて外貨流動性リスク管理を高度化しました。

【ご参考 ポートフォリオの概要】

(単位：億円)

	2017年3月末	2016年3月末	増減額
ベース・ポートフォリオ			
短期資産	546,460	477,080	69,379
国債・政府保証債	733,145	872,663	△139,517
貸出金 ^{※1}	11,375	14,143	△2,767
合計	1,290,981	1,363,887	△72,905
サテライト・ポートフォリオ			
地方債	60,822	58,565	2,257
社債等	77,191	68,481	8,709
外国証券 ^{※3}	523,748	454,463	69,284
貸出金 ^{※2}	10,695	11,277	△582
金銭の信託（株式）等	25,996	22,849	3,147
オルタナティブ資産 ^{※4}	6,073	—	6,073
合計	704,526	615,636	88,889

※1 主として独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構向け貸出金（民営化前の地方公共団体向け貸付を含む。）

※2 主としてシンジケートローン、民営化後の地方公共団体向け貸付。

※3 外貨建の買入金銭債権を含む。

※4 オルタナティブ資産は、プライベート・エクイティ、不動産ファンド、ヘッジファンド。

■ 内部管理態勢の充実・経営基盤の強化

「コンプライアンスなくして会社は存続し得ない」との強い信念のもと、各種研修等を通じたコンプライアンス意識のさらなる浸透や、資産運用商品販売における顧客保護等管理態勢の強化など、内部管理態勢の充実を経営上の重要課題として取り組みました。

また、コーポレートガバナンスの充実に向け、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施するなど取締役会の実効性のさらなる向上等に努めました。

このほか、IR活動・IR態勢の充実、ダイバーシティ・マネジメント（多様な人材の活用）、BPR（業務プロセスの変革による生産性の向上）の推進や経費の効率的使用に努めました。特にダイバーシティ・マネジメントは、2016年7月にダイバーシティ推進部を設置し、女性の活躍推進を重点に代表執行役社長をトップとしたダイバーシティ・コミッティ活動や、全社的な意識醸成を目的としたダイバーシティ・フォーラムの開催等の取り組みを推進しました。



IR活動（個人投資家向け説明会）の様子



ダイバーシティ・フォーラムの様子

■ 「新規業務の認可申請」について

2017年3月31日、「顧客本位の良質な金融サービスの提供」「地域への資金の循環等」「資金運用の高度化・多様化」の3点を基軸に、当行のさらなる企業価値の向上の観点から、郵政民営化法第110条第1項の規定に基づき、金融庁長官および総務大臣に対し、新規業務について認可を申請しました。

新規業務の認可申請の内容

I. 口座貸越サービス

決済サービスの一環として、残高を超える自動払込等の場合に、不足分を自動的に貸越するサービスについての認可申請

II. 地域金融機関との連携に係る業務等

地域金融機関との事務の共同化など、当行が、郵政民営化法上実施可能とされている業務に付随する業務等についての認可申請

III. 市場運用関係業務

資金運用の高度化・多様化に資するため、CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）等の市場運用関係業務についての包括的な認可申請

※ 2012年9月3日に行った個人向けローン等に係る認可申請については取り下げました。

二. 対処すべき課題

当行は、郵便局のネットワークを中心としたリテール営業力が支える安定した資金調達や、強固な資本基盤、またこれらの特性をいかしたALM・運用戦略によって、安定的な利益を計上してきました。引き続き、厳しい経営環境下、全社一丸となって中期経営計画に盛り込んだ課題に取り組みます。

特に、金利が低位で推移することにより、ベース・ポートフォリオの収益減少が見込まれますが、安定的な利益を確保するため、手数料ビジネスの強化、サテライト・ポートフォリオの収益拡大、経費の効率的使用に注力します。

■ 顧客基盤の確保と手数料ビジネスの強化

お客さまの資産形成の多様化をサポートするため、資産運用コンサルタントの増員・育成等によるリテール営業力を一層強化します。また、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）の確立・定着に努め、お客さまの資産運用ニーズや投資経験にあわせた投資信託や変額年金保険等の資産運用商品を提案します。

投資経験の少ないお客さまには、簡単でわかりやすい商品や様々な分野に投資を行うバランス型の商品を提案し、NISA・ジュニアNISAなどの制度も活用して、裾野拡大に向けた取組みを推進します。一方、投資経験の豊富なお客さまには、リスク特性の異なる商品を提案して一層のご利用を促進します。

お客さまの資産運用ニーズを広くくみ取るため、郵便局の店舗網のさらなる活用、人材育成支援により販売態勢を強化します。

また、引き続き、ATMの戦略的な配置や、全国ファミリーマート店舗への小型ATMの設置を進めるとともに、送金決済サービスの拡充を推進して、お客さまの利便性の向上を図ります。

2016年度に続き、定額貯金の満期を迎える多くのお客さまに、今後も当行をご利用いただけるよう、ニーズに合う商品・サービスの提供に努めます。

■ 地域経済活性化への貢献

地域金融機関との連携による地域経済活性化ファンドへの出資は、今後も拡大します。ファンドを通じて当行の資金を地域に還元することで、地域経済の活性化に貢献します。さらに、ファンド出資に係る知見の蓄積や専門人材の育成により、引き続き、態勢の強化を図ります。また、これら以外の連携についても、引き続き、将来を見据えた戦略としてビジネス開拓・協働等に取り組めます。

■ サテライト・ポートフォリオの資産内容充実など運用の高度化・多様化

ベース・ポートフォリオでは、低金利の長期化により、資金運用を取り巻く環境は非常に厳しい状況にあるものの、中長期的な安定収益の確保を目指し、金利動向に応じて機動的に運用します。

サテライト・ポートフォリオでは、収益の向上を目指し、これまでの国際分散投資に加え、新たな投資領域であるプライベート・エクイティ、不動産ファンド、ヘッジファンドなどのオルタナティブ投資を推進します。既存の投資領域についても、デリバティブ取引等も活用し、相場動向に応じた機動的な運用に努めます。あわせて、引き続き、外貨資金の調達手段を多様化するとともに、専門的人材の採用・育成により運用態勢を強化します。

一方、リスク管理も、ストレス・テストの充実など将来の課題を見据えた（フォワードルッキングな）ものに高度化します。また、オルタナティブ投資の推進に伴い、リスク管理態勢を強化するほか、外貨流動性リスク管理強化等に取り組めます。

■ 経費の効率的使用

お客さまサービスの向上や当行の成長に資する分野への投資は積極的に行う一方で、既定経費の削減やBPRを推進するなど、一層の経費の効率的使用に努めます。

■ 内部管理態勢の充実・経営インフラの整備

各種研修等を通じたコンプライアンス意識のさらなる浸透や、顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）を実現するための方針を定めた上で、その実践に努め、企業価値向上に向けた内部管理態勢の一層の強化に取り組めます。

また、IR活動・IR態勢の充実、ダイバーシティ・マネジメント等の推進のほか、Fin Tech（金融とITの融合）への対応、成長分野を中心とした人材育成、事務の効率化や社員の生産性を高めるための働き方改革に取り組み、経営インフラの整備を図ります。

なお、CSR（企業の社会的責任）では、「安心のサービス」「環境」「ダイバーシティ・マネジメント」「教育」を重点テーマとして、当行の業務の特性を活かして社会の基盤づくりに貢献します。

当行は、これらの諸施策を通じて企業価値向上に努めます。株主のみなさまには、今後ともご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度
貯 金	1,766,127	1,777,107	1,778,719	1,794,346
定期性貯金	1,161,576	1,164,530	1,138,528	1,112,807
その他	604,550	612,577	640,191	681,539
貸出金	30,763	27,839	25,420	40,641
個人向け	2,097	2,074	2,007	1,894
中小企業向け	—	—	—	—
その他	28,666	25,765	23,412	38,747
商品有価証券	2	1	1	0
有価証券	1,660,578	1,561,697	1,440,768	1,387,924
国 債	1,263,910	1,067,670	822,556	688,049
その他	396,667	494,027	618,211	699,874
総資産	2,025,128	2,081,793	2,070,560	2,095,688
内国為替取扱高	313,182	371,844	412,121	423,149
外国為替取扱高	百万ドル 1,263	百万ドル 1,112	百万ドル 1,223	百万ドル 1,169
経常利益	百万円 565,095	百万円 569,489	百万円 481,998	百万円 442,085
当期純利益	百万円 354,664	百万円 369,434	百万円 325,069	百万円 312,264
1株当たり当期純利益	円 銭 2,364.43	円 銭 89.58	円 銭 86.69	円 銭 83.28

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 貯金は、銀行法施行規則の負債科目「預金」に相当します。
 3 2015年8月1日に普通株式1株につき30株の割合で株式分割を行っております。このため、2014年度期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。
 4 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株当たり当期純利益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	12,965人	12,905人
平均年齢	42年7月	42年5月
平均勤続年数	19年2月	19年1月
平均給与月額	402千円	400千円

- (注) 1 使用人数は、臨時従業員を除いた在籍者数を記載しております。
2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
3 平均勤続年数は、当行設立以前(民営化前)における勤続年数を含んでおります。
4 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額で、時間外勤務手当等を含んでおります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

	当年度末		前年度末	
	店	うち出張所	店	うち出張所
北海道	5	(4)	5	(4)
東 北	10	(9)	10	(9)
関 東	70	(69)	70	(69)
東 京	41	(40)	41	(40)
信 越	6	(5)	6	(5)
北 陸	4	(3)	4	(3)
東 海	23	(22)	23	(22)
近 畿	44	(43)	44	(43)
中 国	11	(10)	11	(10)
四 国	6	(5)	6	(5)
九 州	13	(12)	13	(12)
沖 縄	1	(―)	1	(―)
国内計	234	(222)	234	(222)
海外計	—	(―)	—	(―)
合 計	234	(222)	234	(222)

- (注) 1 当行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所、当行の無人出張所（当年度末現在2,972箇所）は除いて記載しております。
- 2 上記のほか、当年度末現在、海外駐在員事務所を2箇所（前年度末と同数）設置しております。
- 3 当年度における営業所の移転及び所在地の表示の変更は、次のとおりです。
- ・2016年4月に熊本支店博多出張所を、福岡県福岡市博多区博多駅中央街7番19号から福岡県福岡市博多区博多駅中央街8番1号に移転いたしました。
 - ・2016年7月に大阪支店を、大阪府大阪市北区梅田三丁目2番4号から大阪府大阪市北区梅田一丁目3番1号に移転いたしました。
 - ・2016年10月にさいたま支店横浜出張所の所在地の表示が、神奈川県横浜市泉区和泉町4259番地3から神奈川県横浜市泉区和泉中央北一丁目41番1号に変更されました。

ロ. 当年度新設営業所

該当事項はありません。

ハ. 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業務
日本郵便株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	郵便業務、保険窓口業務、印紙の売りさばき、地方公共団体からの受託業務、生命保険業及び損害保険業の代理業務、国内・国際物流業、ロジスティクス事業、不動産業、物販業など

二. 銀行が営む銀行代理業等の状況

所属金融機関の商号又は名称
スルガ銀行株式会社

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	30,809
---------	--------

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

ロ. 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
ゆうちょ総合情報（5次）システム	17,331
ATM	4,997

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する 当行の 議決権比率	その他
日本郵政株式会社	東京都千代田区霞が関一丁目3番2号	持株会社	2006年 1月23日	3,500,000 百万円	89.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
SDPセンター株式会社	東京都中央区晴海一丁目8番10号 トリトンスクエアX棟43F	銀行事務代行業	1980年 5月28日	2,000 百万円	45.00%	—
日本ATMビジネスサービス株式会社	東京都港区浜松町一丁目30番5号	現金自動入出金機等の現金装填及び回収並びに管理業務	2012年 8月30日	100 百万円	35.00%	—
JP投信株式会社	東京都中央区日本橋本町一丁目5番11号	投資運用業、第二種金融商品取引業	2015年 8月18日	500 百万円	45.00%	—

(注) 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

■ 重要な業務提携の概況

- 1 当行は、郵政民営化法第98条第2項第2号の規定により、銀行代理業務を日本郵便株式会社に委託しております。また、日本郵便株式会社が日本郵便株式会社法第5条の責務を果たすために、銀行窓口業務契約を締結しております。
- 2 当行は、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法第15条の規定により、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構が日本郵政公社から承継した郵便貯金の管理業務を受託しております。
- 3 ATM・CD提携
当行は、次の金融機関と提携し、現金自動預払機等による現金の引き出し等のサービスを実施しております。
都市銀行（5行）、信託銀行（3行）、外国銀行（2行）、地方銀行（64行）、第二地方銀行（41行）、その他の銀行（13行）、株式会社商工組合中央金庫（1金庫）、信用金庫（265金庫）、信用組合（123組合）、労働金庫（13金庫）、信用農業協同組合連合会（34連合会）、農業協同組合（655組合）、信用漁業協同組合連合会（29連合会）、漁業協同組合（89組合）、証券会社（13社）、生命保険会社（9社）、クレジットカード会社（48社）、その他（3社）
- 4 内国為替
当行は、2009年1月5日より全国銀行内国為替制度へ加盟し、全国銀行データ通信システムによる他の金融機関との間で相互に振込を行うサービスを実施しております。
- 5 クレジットカード業務
当行は、三井住友カード株式会社と提携し、2008年5月1日より「JP BANK VISA カード」及び「JP BANK マスターカード」を、また、株式会社ジェーシービーと提携し、2009年1月13日より「JP BANK JCB カード」を発行しております。
- 6 住宅ローン等の貸付の媒介業務
当行は、スルガ銀行株式会社と提携し、同社の住宅ローン等の貸付の媒介に係る銀行代理業務を2008年5月12日より実施しております。

7 変額年金保険の生命保険募集業務

当行は、生命保険会社と提携し、変額年金保険の募集業務を2008年5月29日より実施しております。

現在、提携している生命保険会社は、住友生命保険相互会社、エヌエヌ生命保険株式会社、三井住友海上プライマリー生命保険株式会社、メットライフ生命保険株式会社、第一フロンティア生命保険株式会社及びソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社の6社です。

8 投資信託商品の開発等に関する業務

当行は、2015年7月22日に日本郵便株式会社、三井住友信託銀行株式会社及び野村ホールディングス株式会社と、資産運用会社の共同設立、投資信託商品の開発等に関する業務提携に係る契約を締結し、その後資産運用会社「JP投信株式会社」を設立しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社役員（取締役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

取締役			(年度末現在)
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	取締役	日本郵政株式会社取締役 株式会社ファンケル社外取締役	—
田中 進	取締役	日本郵政株式会社常務執行役	—
佐護 勝紀	取締役		—
長門 正貢	取締役 指名委員（委員長） 報酬委員	日本郵政株式会社取締役兼代表執行役社長 日本郵便株式会社取締役 株式会社かんぽ生命保険取締役	—
有田 知徳	取締役（社外役員） 監査委員（委員長） 指名委員	弁護士 WDBホールディングス株式会社社外監査役 ブラザー工業株式会社社外監査役 福山通運株式会社社外取締役	—
根津 嘉澄	取締役（社外役員） 指名委員 報酬委員	東武鉄道株式会社代表取締役社長 東京急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社松屋社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役 丸紅株式会社社外監査役	—
野原 佐和子	取締役（社外役員） 監査委員	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 S O M P Oホールディングス株式会社社外取締役 日本写真印刷株式会社社外取締役	—
町田 徹	取締役（社外役員） 監査委員	経済ジャーナリスト	—
明石 伸子	取締役（社外役員）	NPO法人日本マナー・プロトコール協会理事長	—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
壺井 俊博	取締役（社外役員） 監査委員		—
池田 克朗	取締役（社外役員） 監査委員 報酬委員		長年にわたり金融機関の経営に携わるなど、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するもの
岡本 毅	取締役（社外役員） 報酬委員（委員長） 指名委員	東京ガス株式会社取締役会長	—

- (注) 1 池田憲人、田中進、佐護勝紀の3氏は執行役を兼務しております。
- 2 壺井俊博氏は、常勤の監査委員であります。常勤の監査委員を選定する理由は、取締役会以外の重要な会議等への出席や、内部統制部門との連携を密にすることにより、監査委員会による監査の実効性を高めるためであります。
- 3 社外取締役である有田知徳、根津嘉澄、野原佐和子、町田徹、明石伸子、池田克朗、岡本毅の7氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
- 4 2016年6月21日開催の定時株主総会において、池田憲人、佐護勝紀、岡本毅の3氏が取締役新たに選任され、同日付で就任いたしました。
- 5 2016年6月21日開催の定時株主総会の終結の時をもって、間瀬朝久、西室泰三、岩崎芳史の3氏は任期満了により当行取締役を退任いたしました。
- 6 有田知徳氏は、2016年6月28日付で、福山通運株式会社社外取締役に就任いたしました。根津嘉澄氏は、2016年5月25日付で、株式会社東武ストア社外取締役に退任いたしました。

執行役			(年度末現在)
氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
池田 憲人	代表執行役社長	日本郵政株式会社取締役 株式会社ファンケル社外取締役	—
田中 進	代表執行役副社長 (社長補佐及びコーポレートスタッフ部門の業務（財務部、ＩＲ部及び広報部の業務を除く。）に関する事項)	日本郵政株式会社常務執行役	—
佐護 勝紀	代表執行役副社長 (市場部門の業務に関する事項)		—
中里 良一	執行役副社長 (システム部門の業務に関する事項)	日本郵政インフォメーションテクノロジー株式会社取締役	—
村島 正浩	専務執行役 (営業部門の業務に関する事項並びに直営店及びエリア本部の業務に関する統括)	SDPセンター株式会社社外取締役	—
松島 茂樹	専務執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部、ＩＲ部及び広報部の業務に関する事項並びにコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐（コーポレートスタッフ部門経営企画部IFRS準備室に関する業務の総括に限る。))		—
志々見 寛一	専務執行役 (リスク管理部門の業務に関する事項)		—
向井 理希	常務執行役 (コンプライアンス部門の業務に関する事項)		—
堀 康幸	常務執行役 (コーポレートサービス部門の業務に関する事項)		—
西森 正広	常務執行役 (監査部門の業務に関する事項)		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
相田 雅哉	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部に関する業務の総括に限る。))		—
矢野 晴巳	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部ALM企画室に関する業務の総括に限る。))		—
林 鈴憲	常務執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門人事部に関する業務の総括に限る。))	日本郵政スタッフ株式会社取締役	—
牧野 洋子	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (コーポレートスタッフ部門ダイバーシティ推進部に関する業務の総括に限る。))		—
天羽 邦彦	執行役 (市場部門を担当する代表執行役副社長の補佐 (市場部門債券投資部に関する業務の総括に限る。))		—
新村 真	執行役 (リスク管理部門を担当する専務執行役の補佐 (リスク管理部門審査部に関する業務の総括に限る。))		—
尾形 哲	執行役 (システム部門を担当する執行役副社長の補佐)		—
小藤田 実	執行役 (東京エリア本部に関する事項及び営業部門を担当する専務執行役の補佐 (直営店及びエリア本部の業務に限る。))		—
川崎 ふじえ	執行役 (東京貯金事務センターに関する事項)		—

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大野 利治	執行役 (コーポレートスタッフ部門財務部を担当する専務執行役の補佐及びコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長を補佐する専務執行役の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部IFRS準備室に関する業務の総括に限る。))		—
櫻井 重行	執行役 (コーポレートサービス部門を担当する常務執行役の補佐 (コーポレートサービス部門総務管理部に関する業務の総括に限る。) 及びコーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長を補佐する常務執行役の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部に関する業務のうち株主総会に係る業務に限る。))		—
石井 正敏	執行役 (システム部門を担当する執行役副社長を補佐する執行役の補佐 (システム部門システム開発第二部に関する業務の総括に限る。))		—
玉置 正人	執行役 (リスク管理部門を担当する専務執行役の補佐(リスク管理部門リスク管理統括部に関する業務の総括に限る。))		—
田中 隆幸	執行役 (営業部門を担当する専務執行役の補佐 (営業部門の業務のうち企画に係る業務及び営業統括部チャネル営業室に関する業務の総括に限る。))		—
岩下 好子	執行役 (九州エリア本部に関する事項及び営業部門を担当する専務執行役の補佐 (直営店及びエリア本部の業務に限る。))		—
奈倉 忍	執行役 (コーポレートスタッフ部門を担当する代表執行役副社長を補佐する常務執行役の補佐 (コーポレートスタッフ部門経営企画部に関する業務の総括に限る。))		—

- (注) 1 池田憲人、田中進、佐護勝紀の3氏は取締役を兼務しております。
2 2016年5月13日開催の取締役会において玉置正人氏が執行役に新たに選任され、2016年6月1日付で就任いたしました。
3 2016年6月21日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において松島茂樹氏が執行役に新たに選任され、2016年6月21日付で就任いたしました。

- 4 2016年6月21日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において田中隆幸氏、岩下好子氏の2氏が執行役に新たに選任され、2016年7月1日付で就任いたしました。
- 5 2016年6月21日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会において、役付執行役を選定し、次のとおり変更いたしました。

氏 名	地位（変更前）	地位（変更後）	異動年月日
松島 茂樹	（新任）	専務執行役	2016年6月21日
志々見 寛一	常務執行役	専務執行役	2016年6月21日
矢野 晴巳	執行役	常務執行役	2016年6月21日
林 鈴憲	執行役	常務執行役	2016年6月21日

- 6 2016年12月19日開催の取締役会において奈倉忍氏が執行役に新たに選任され、2017年1月1日付で就任いたしました。
- 7 2016年6月21日開催の定時株主総会の終結後最初に招集された取締役会の終結の時をもって間瀬朝久、山田博、宇野陽一の3氏は任期満了により当行執行役を退任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支給人数	報酬等
取締役	9名	83
執行役	29名	694
計	38名	778

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2 取締役と執行役の兼務者に対しては、取締役としての報酬等は支給しておりません。
 3 取締役の支給人数は、無報酬の取締役2名を除いております。
 4 執行役の報酬等の額には、役員退職慰労金の支払いに係る費用37百万円及び株式報酬として当年度に費用計上した額52百万円が含まれております。役員退職慰労金制度は2013年6月に廃止しておりますが、引き続き在任する役員に対しては、制度廃止までの在任期間に係る役員退職慰労金を退任時に支給することとしております。

■ 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

当行の取締役及び執行役の報酬については、報酬委員会が「取締役及び執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針」を次のとおり定め、この方針に則って報酬額を決定しております。

1 報酬体系

- (1) 取締役と執行役を兼務する場合は、執行役としての報酬を支給する。
- (2) 当行の取締役が受ける報酬については、経営等に対する責任の範囲・大きさを踏まえ、職責に応じた確定金額報酬を支給するものとする。
- (3) 当行の執行役が受ける報酬については、職責に応じた基本報酬（確定金額報酬）及び業績連動型の株式報酬を支給するものとし、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能する仕組みとする。

2 取締役の報酬

取締役の報酬については、経営の監督という主たる役割を踏まえ、職責に応じた一定水準の確定金額報酬を支給し、その水準については取締役としての職責の大きさ並びに当行の現況を考慮して相応な程度とする。

3 執行役の報酬

執行役の報酬については、役位によって異なる責任の違い等を踏まえ、その職責に応じた一定水準の基本報酬（確定金額報酬）及び経営計画の達成状況等を反映させた業績連動型の株式報酬を支給する。

基本報酬の水準については執行役の職責の大きさと当行の現況を考慮して相応な程度とす

る。ただし、特別な業務知識・技能が必要な分野を担当する執行役であって、その職責に応じた報酬によっては他社において当該分野を担当する役員が一般に受ける報酬水準を著しく下回ることとなる者については、職責に応じた報酬に代え、他社の報酬水準を参考とした報酬を基本報酬とすることができる。

株式報酬については、持続的な成長に向けた健全なインセンティブの観点から、別に定める職責に応じた基本ポイント及び個人別評価に基づく評価ポイントに経営計画の達成状況等に応じて変動する係数を乗じて算出されるポイントを毎年付与し、退任時に累積されたポイントに応じた株式を給付するものとする。ただし、そのうちの一定割合については、株式を換価して得られる金銭を給付するものとする。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
長門 正貢	会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、当行と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりです。
有田 知徳	
根津 嘉澄	
野原 佐和子	
町田 徹	
明石 伸子	
壺井 俊博	
池田 克朗	
岡本 毅	会社法第423条第1項に定める責任について、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）がその職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
有田 知徳	弁護士 WDBホールディングス株式会社社外監査役 ブラザー工業株式会社社外監査役 福山通運株式会社社外取締役
根津 嘉澄	東武鉄道株式会社代表取締役社長 東京急行電鉄株式会社社外取締役 株式会社松屋社外取締役 富国生命保険相互会社社外監査役 丸紅株式会社社外監査役
野原 佐和子	株式会社イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長 慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特任教授 S O M P Oホールディングス株式会社社外取締役 日本写真印刷株式会社社外取締役
町田 徹	経済ジャーナリスト
明石 伸子	NPO法人日本マナー・プロトコル協会理事長
岡本 毅	東京ガス株式会社取締役会長

(注) 当行と上記の兼職先との間には、特に記載すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
有田 知徳	6年9月	当年度取締役会12回開催のうち 12回出席、指名委員会2回開催 のうち2回出席、監査委員会14 回開催のうち14回出席	弁護士等としての専門的見地から、当行 の経営課題等についての発言を行ってお ります。また、監査委員会委員長として 監査委員会を主催しております。
根津 嘉澄	2年9月	当年度取締役会12回開催のうち 12回出席、指名委員会2回開催 のうち2回出席、報酬委員会4回 開催のうち4回出席	企業経営者としての観点から、議案・審 議等につき必要な発言を適宜行っており ます。

氏 名	在任期間	取締役会への出席状況	取締役会における発言 その他の活動状況
野原 佐和子	2年9月	当年度取締役会12回開催のうち 12回出席、監査委員会14回開催 のうち14回出席	企業経営者として、また、事業戦略の専門家としての見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
町田 徹	2年9月	当年度取締役会12回開催のうち 12回出席、監査委員会14回開催 のうち14回出席	経済ジャーナリストとしての専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
明石 伸子	1年9月	当年度取締役会12回開催のうち 11回出席	特定非営利活動法人の理事長として、また、政府関係会議の有識者議員としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
壺井 俊博	1年9月	当年度取締役会12回開催のうち 12回出席、監査委員会14回開催 のうち14回出席	企業経営者としての専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
池田 克朗	1年7月	当年度取締役会12回開催のうち 11回出席、報酬委員会4回開催 のうち4回出席、監査委員会14 回開催のうち13回出席	企業経営者としての専門的見地から、当行の経営課題等についての発言を適宜行っております。
岡本 毅	9月	2016年6月21日就任以降の当年度 取締役会10回開催のうち10回 出席、指名委員会1回開催のうち 1回出席、報酬委員会2回開催の うち2回出席	企業経営者としての観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。また、報酬委員会委員長として報酬委員会を主催しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	9名	83	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

18,000,000千株

発行済株式の総数

3.749.475千株

(自己株式750,524千株を除く。)

(注) 自己株式には株式給付信託が保有する当行株式(323千株)を含めておりません。

(2) 当年度末株主数

541.860名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
日本郵政株式会社	3,337,032千株	88.99%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	21,617千株	0.57%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,971千株	0.42%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口５）	10,269千株	0.27%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口１）	7,740千株	0.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口２）	7,533千株	0.20%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	7,405千株	0.19%
ゆうちょ銀行社員持株会	6,395千株	0.17%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	5,920千株	0.15%
JP MORGAN CHASE BANK 385151	5,101千株	0.13%

(注) 1 持株数等は、単位未満を切り捨てて表示しております。持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

2 持株比率については、自己株式(750,524千株)を除いて算出しております。なお、自己株式には株式付付信託が保有する当行株式(323千株)を含めておりません。

(4) その他株式に関する重要な事項

■ 執行役に対する業績連動型株式報酬制度

当行は、執行役の報酬と株式価値との連動性を明確にし、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に対する執行役の貢献意識を一層高めるため、信託を活用した業績連動型株式報酬制度を導入しております。

■ 管理社員に対する株式給付制度

当行は、特に高度かつ専門的知識を用いて業務を遂行する市場部門管理社員を対象として、当行の中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意欲を高めるため、信託を活用した株式給付制度を導入しております。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任あずさ監査法人 指定有限責任社員 小澤 陽一 指定有限責任社員 小林 英之 指定有限責任社員 富山 貴広	179	①監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、前事業年度の監査計画と実績を確認した上で、当事業年度の監査予定時間及び報酬見積額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項に定める同意を行っております。 ②当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である自己資本比率算定に関する合意された手続による調査業務の委託等の対価を支払っております。

- (注) 1 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できないため、これらの合計金額を記載しております。
3 当行が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 188百万円

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

また、監査委員会は、会計監査人の職務遂行の状況等を総合的に勘案し、必要と判断したときにおいては、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定する方針です。

- . 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士（公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類（これに相当するものを含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）をしているときは、その事実

該当事項はありません。

7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

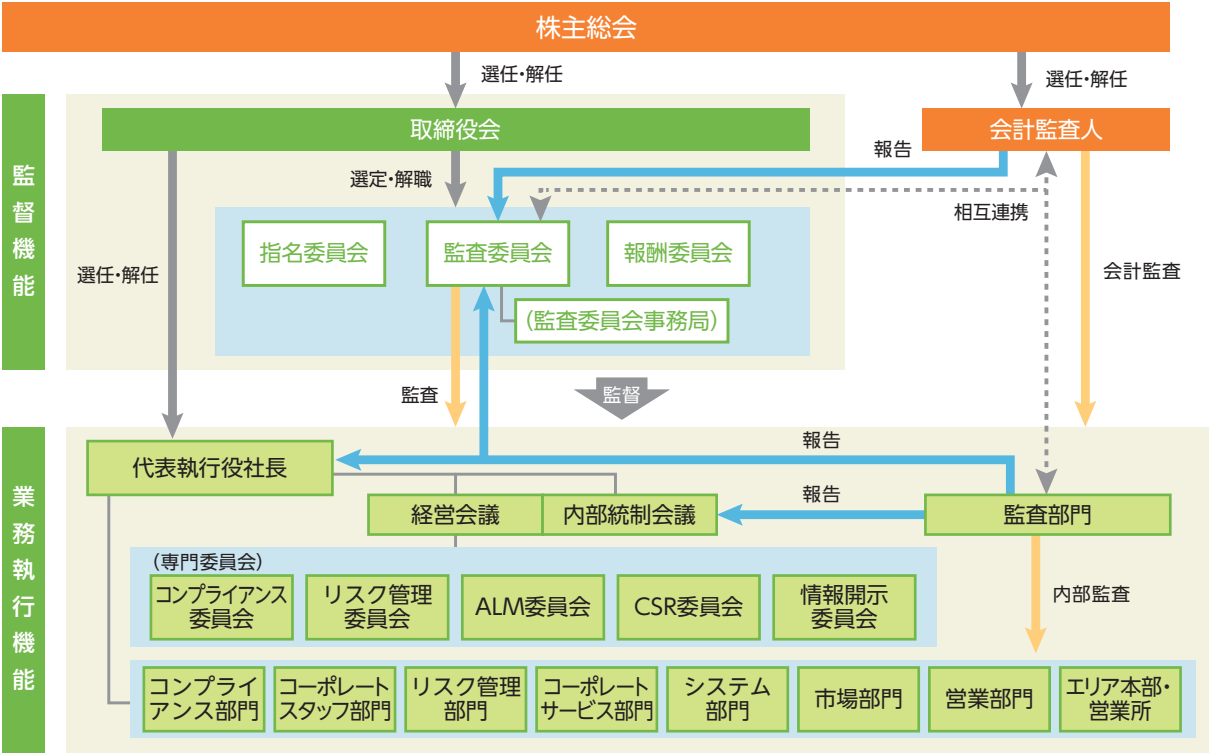
8 業務の適正を確保する体制

【コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方】

当行は、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、次の考え方を基本として当行のコーポレートガバナンス体制を整備してまいります。

- （1）郵便局をメインとするネットワークを通じて銀行サービスを提供することにより、安定的な価値を創出するとともに、お客さまにとっての新しい利便性を絶え間なく創造し、質の高いサービスの提供を追求し続けます。
- （2）株主のみなさまに対する受託者責任を十分認識し、株主のみなさまの権利及び平等性が適切に確保されるよう配慮してまいります。
- （3）株主を含むすべてのステークホルダーのみなさまとの対話を重視し、適切な協働・持続的な共生を目指します。そのため、経営の透明性を確保し、適切な情報の開示・提供に努めます。
- （4）経済・社会等の環境変化に迅速に対応し、すべてのステークホルダーのみなさまの期待に応えるため、取締役会による実効性の高い監督の下、迅速・果断な意思決定・業務執行を行ってまいります。

コーポレートガバナンス体制（概要）



【業務の適正を確保する体制の整備】

当行は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホ並びに会社法施行規則第112条第1項及び第2項に基づき指名委員会等設置会社の取締役会が決議すべき業務の適正を確保するための体制については、「内部統制システムの構築に係る基本方針」を、取締役会において決議しております。

その内容は次のとおりです。

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ 経営理念及び経営計画などの経営に関する基本的な方針を定め、執行役及び使用人（以下「役職員」という。）が、事業活動のあらゆる局面において法令等を遵守するよう周知徹底を図る。また、コンプライアンスに関する規程を定め、コンプライアンス態勢を整備する。

ロ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する内部統制会議を定期的を開催し、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議する。

ハ コンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンスを徹底するための具体的な実践計画としてコンプライアンス・プログラムを年度ごとに策定、定期的実施状況の進捗確認を行うなどコンプライアンスの推進に努めるとともに、コンプライアンスに関する委員会を設置し、コンプライアンスに関する具体的な運用、諸問題への対応等について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。

ニ 役職員が遵守すべき事項を具体的に示した行動指針及び当行の企業活動に関連する法令等に関する解説等を記載したコンプライアンス・マニュアルを策定するとともに、役職員が遵守すべき法令及び社内の規程等に関する研修を実施することなどにより、コンプライアンスの徹底を図る。

ホ コンプライアンス態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、当行の銀行代理業者である日本郵便株式会社との間に、代表執行役社長等で構成する連絡会議を設置し、日本郵便株式会社の法令等遵守に係る内部管理態勢の充実・強化に関する事項について協議するとともに、業務の指導、法令等を遵守させるための研修、業務の実施状況のモニタリング等、日本郵便株式会社に対する指導・管理のために必要な措置を講じる。

ヘ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」等において組織としての対応を定め、組織全体として、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、平素から警察等の外部専門機関と連携をとりながら、反社会的勢力との関係を遮断し排除する。

- ト 当行の財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、財務報告に係る内部統制に関する規程等を定め、財務報告に係る内部統制の評価及び報告の態勢を整備する。
- チ 法令又は社内の規程等の違反又はそのおそれがある場合の報告ルールを定めるとともに、社内外に内部通報窓口を設け、その利用につき役職員に周知徹底する。
- リ 内部監査に関する規程等を定め、内部監査態勢を整備する。また、被監査部門から独立した内部監査部門が、法令等遵守状況を含めた事業活動全般の適正性について、実効性ある内部監査を実施するとともに内部監査の実施状況や内部監査態勢の状況等について、経営会議及び監査委員会に報告する。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書管理に関する規程等を定め、経営会議議事録、稟議書をはじめとする執行役の職務執行に係る各種情報の保存及び管理の方法並びに体制を明確化し、適切な保存及び管理を図るとともに、監査委員会及び内部監査部門の求めに応じ、請求のあった文書を閲覧又は謄写に供する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ リスク管理に関する規程を定め、リスク管理態勢を整備し、リスク管理を実施する。
- ロ リスク管理を統括する部署を設置し、リスクの状況を把握し、分析・管理を行うとともに、リスクへの対処方法や管理手法の是正を行う。また、リスク管理に関する委員会を設置し、リスク管理態勢の整備・運営に関する事項及びリスク管理の実施に関する事項について協議し、重要な事項を経営会議及び監査委員会に報告する。
- ハ 経営に重大な影響を与えるリスクが顕在化した場合に、迅速かつ適切に対処し、是正手段をとるため、危機管理に関する規程等を定め、危機管理態勢及び危機対応策等を整備する。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ 代表執行役社長が指名する執行役で構成する経営会議を定期的開催し、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項その他代表執行役社長が必要と認めた事項について協議する。また、経営会議の諮問機関として、必要に応じて専門委員会を設置する。
- ロ 組織規程及び職務権限規程を定め、各組織の分掌、執行役の職務権限及び責任等を明確化し、執行役の職務執行の効率化を図る。

- (5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ 日本郵政株式会社、日本郵便株式会社及び株式会社かんぽ生命保険との間で、日本郵政グループ協定を締結するとともに、日本郵政株式会社との間で日本郵政グループ運営に関する契約及びグループ運営のルールに関する覚書を締結し、グループ運営を適切かつ円滑に実施するために必要な事項等について事前協議又は報告を行う。
- ロ 子会社等の管理に関する規程を定め、子会社等の業務運営を適切に管理する態勢を整備する。
- ハ グループ内取引の管理に関する規程を定め、グループ内取引を適正に行う。
- (6) 監査委員会の職務を補助すべき職員に関する事項
- 監査委員会の職務を補助する組織として監査委員会事務局を設置するとともに、監査委員会の職務を補助するのに必要な知識・能力を有する専属の職員を配置する。
- (7) 監査委員会の職務を補助すべき職員の執行役からの独立性に関する事項
- 監査委員会事務局の職員に係る採用、異動、人事評価、懲戒処分は、監査委員会又は監査委員会が選定する監査委員の同意を得た上で行う。
- (8) 監査委員会の職務を補助すべき職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査委員会事務局の職員は、監査委員会の職務を補助するにあたり、同委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施する。
- (9) 監査委員会への報告に関する体制
- イ 執行役は、監査委員会に定期的にその業務の執行状況を報告する。
- ロ 取締役（監査委員である取締役を除く。）及び役職員は、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項について、速やかに監査委員に報告する。
- ハ 内部監査部門は、内部監査の実施状況及び結果について定期的に監査委員会に報告し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある重要事項については速やかに監査委員に報告する。
- ニ 役職員は、監査委員会の求めに応じて、業務執行に関する事項を報告する。
- ホ 監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告等を行ったことを理由として不利益な取扱いを行ってはならない。

(10) 監査委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査委員が監査委員会の職務について所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査委員会の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、これを拒むことができないものとする。

(11) その他監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ 代表執行役社長は、当行の経営の基本方針、対処すべき課題、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査委員会と定期的に意見交換を行い、相互認識を深めるよう努める。

ロ 監査委員会は、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、定期的に監査実施報告を受けるほか、会計監査上の重要なポイント等を常に把握するため、必要に応じて意見交換を行うなどの連携を図る。

ハ 監査委員会は、その職務の執行に当たり、日本郵政株式会社の監査委員会と定期的に意見交換を行うなどの連携を図る。

【業務の適正を確保する体制の運用状況】

(1) 役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当行は、法令等の遵守を、経営理念及び経営計画などに明記し、コンプライアンス基本規程等を定め、顧客保護の態勢も含め、コンプライアンスの重要性について、トップメッセージを発出し、各種研修等も通じて周知徹底を図っております。

また、年度ごとにコンプライアンス・プログラムを策定するとともに、コンプライアンス委員会を開催し、推進状況の確認や課題の協議を行っているほか、内部統制会議において、法令等遵守など内部統制に関する最重要事項について協議しております。

さらに、コンプライアンス違反の発生やそのおそれがある場合のコンプライアンス・ラインへの報告義務や内部通報窓口の利用について、研修等で周知しております。

反社会的勢力に対しては、社内の関係部署間で定期的に協議し、外部専門機関とも連携して、組織全体として関係遮断・排除に取り組んでおります。

(2) 執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当行は、文書管理規程等を定め、文書の保管・保存及び管理方法等を明確にするとともに、年1回以上、保管・保存文書の管理状況を確認しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当行は、年度ごとにリスク管理取組方針を策定し、リスク管理に関する重要な事項については、リスク管理委員会等において協議又は報告を行っております。

当年度は、独立したリスク管理部門が、経営の持続可能性の観点から、経営計画等の妥当性を検証する態勢を整備しました。

また、危機管理規程、事業継続計画（BCP）等については、随時見直しを実施するとともに、危機管理規程、事業継続計画（BCP）に基づき年1回以上の訓練を行っております。

(4) 執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当行は、毎週開催される経営会議において、取締役会決議事項、代表執行役社長の権限事項等について協議しているほか、経営会議の諮問機関として各種専門委員会を開催しております。

また、職務権限規程において、執行役は職務の分掌に基づき担当業務の執行を総括する旨規定されており、執行役の職務分掌については、変更の都度取締役会で決議し、執行役の責任を明確化しております。

当年度は、システム部門、ダイバーシティ推進部、戦略投資部の新設その他の組織改正の実施に伴い、適切に職務権限規程の改正を行いました。

(5) 当行並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当行は、日本郵政グループ協定等を締結し、これに則り、日本郵政株式会社との事前協議及び報告を行い、グループ運営を適切かつ円滑に実施しております。

また、子会社等経営管理規程に基づき、関連会社の事業計画の策定、株主総会の招集及び議案の決定等の当行の承認事項と規定されている事項について、その適切性を確認の上、承認を行っております。

(6) 監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査委員会は、監査が実効的に行われることを確保するため、毎月、執行役から業務の執行状況について報告を受けるほか、経営の基本方針、内部統制システムの機能状況等について、代表執行役社長、監査部門及び会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換等を実施しております。

また、監査委員会事務局の職員は、監査委員会の指揮命令にのみ従い業務を実施しており、監査委員会の業務に必要な費用について、措置しております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当行の利益を害さないように留意した事項

当行は、親会社である日本郵政株式会社及びその子会社・関連会社から構成される日本郵政グループ各社と契約を締結し取引しております。

当行は、当該取引については、契約の締結・改定の際に、取引の目的・必要性、取引条件の適正性（銀行法に定めるアームズ・レングス・ルール）等を確認しております。

ロ. 当該取引が当行の利益を害さないかどうかについての当行の取締役会の判断及びその理由

当行は、グループ内取引の管理に関する規程を定め、契約部署が取引の目的・必要性、取引条件の適正性等を事前に確認し、案件に応じて法務部・経営企画部等の点検や取締役会の決議を受ける態勢を整備しております。

このように、取締役会は、当行のグループ内取引の管理態勢が適切に運営されていることをもって、日本郵政株式会社との取引の適正性が確保されていることを確認しております。

なお、当行は日本郵政株式会社と人的・資本的關係等で密接な関係にありますが、当行の責任により意思決定を行い、独立して経営・事業運営を行っております。

ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針（剰余金の配当等の決定に関する方針）

当行は、定款第39条第1項にて「会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により定める」と規定しております。

当行は、株主のみなさまへの利益還元を経営における最重要課題の一つとして認識しており、銀行業の公共性に鑑み、健全経営確保の観点から内部留保の充実に留意しつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。具体的には、2017年度末までの間は当期純利益に対する配当性向50%以上を目安に、安定的な1株当たり配当を目指すとともに、今後の規制動向、利益成長や内部留保の充実等の状況によって、追加的な株主還元政策を実施することも検討いたします。

内部留保資金につきましては、企業価値の持続的な向上と財務体質のさらなる強化のため、活用してまいります。

当行は、中間配当及び期末配当にて年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。

こうした方針のもと、当年度の配当金につきましては、1株当たり配当額を50円00銭（中間配当25円00銭及び期末配当25円00銭、配当性向60.0%）といたしました。

以 上

貸借対照表 (2017年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額	科 目 (負債の部)	金 額
現金預け金	51,281,921	貯金	179,434,686
現金	161,372	振替貯金	13,052,115
預け金	51,120,549	通常貯金	52,100,533
コールローン	470,000	貯蓄貯金	391,963
債券貸借取引支払保証金	8,718,905	定期貯金	10,065,156
買入金銭債権	252,214	特別貯金	11,133,397
商品有価証券	9	定額貯金	92,532,491
商品国債	9	その他の貯金	159,029
金銭の信託	3,817,908	コールマネー	45,436
有価証券	138,792,448	売現先勘定	960,937
国債	68,804,989	債券貸借取引受入担保金	13,694,294
地方債	6,082,225	コマーシャル・ペーパー	40,324
短期社債	233,998	外国為替	407
社債	10,752,831	未払外国為替	407
株式	1,390	その他負債	2,185,197
その他の証券	52,917,013	未決済為替借	22,820
貸出金	4,064,120	未払法人税等	30,817
証書貸付	3,866,110	未払費用	1,425,895
当座貸越	198,009	前受収益	57
外国為替	78,646	先物取引差金勘定	44
外国他店預け	78,646	金融派生商品	540,016
その他資産	1,871,733	金融商品等受入担保金	30,415
未決済為替貸	15,379	資産除去債務	415
前払費用	2,890	その他の負債	134,714
未収収益	240,448	賞与引当金	6,007
先物取引差入証拠金	124,102	退職給付引当金	148,800
先物取引差金勘定	56	役員株式給付引当金	43
金融派生商品	324,889	睡眠貯金払戻損失引当金	2,096
金融商品等差入担保金	38,062	繰延税金負債	1,270,550
その他の資産	1,125,903	負債の部合計	197,788,782
有形固定資産	175,825	(純資産の部)	
建物	70,556	資本金	3,500,000
土地	59,034	資本剰余金	4,296,285
建設仮勘定	7,717	資本準備金	4,296,285
その他の有形固定資産	38,516	利益剰余金	2,233,759
無形固定資産	46,183	その他利益剰余金	2,233,759
ソフトウェア	27,472	繰越利益剰余金	2,233,759
その他の無形固定資産	18,711	自己株式	△1,300,411
貸倒引当金	△1,096	株主資本合計	8,729,634
		その他有価証券評価差額金	3,166,980
		繰延ヘッジ損益	△116,577
		評価・換算差額等合計	3,050,403
資産の部合計	209,568,820	純資産の部合計	11,780,037
		負債及び純資産の部合計	209,568,820

損益計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		1,897,281
資金運用収益	1,567,512	
貸出金利息	17,748	
有価証券利息配当金	1,522,075	
コールローン利息	636	
債券貸借取引受入利息	1,471	
預け金利息	23,974	
その他の受入利息	1,607	
役務取引等収益	119,465	
受入為替手数料	60,991	
その他の役務収益	58,474	
その他業務収益	114,371	
外国為替売買益	99,395	
国債等債券売却益	11,826	
金融派生商品収益	3,149	
その他経常収益	95,931	
償却債権取立益	34	
株式等売却益	88	
金銭の信託運用益	83,049	
その他の経常収益	12,758	
経常費用		1,455,195
資金調達費用	348,746	
貯金利息	200,373	
コールマネー利息	566	
売現先利息	6,620	
債券貸借取引支払利息	41,542	
コマーシャル・ペーパー利息	54	
借用金利息	0	
金利スワップ支払利息	97,547	
その他の支払利息	2,042	
役務取引等費用	32,845	
支払為替手数料	3,814	
その他の役務費用	29,031	
その他業務費用	14,280	
国債等債券売却損	14,280	
営業経費	1,054,053	
その他経常費用	5,269	
貸倒引当金繰入額	91	
金銭の信託運用損	118	
その他の経常費用	5,059	
経常利益		442,085
特別損失		1,488
固定資産処分損	529	
減損損失	958	
税引前当期純利益		440,596
法人税、住民税及び事業税	133,287	
法人税等調整額	△4,954	
法人税等合計		128,332
当期純利益		312,264

招集、ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書 (2016年4月1日から2017年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金
					繰越利益剰余金
当期首残高	3,500,000	4,296,285	－	4,296,285	2,108,969
当期変動額					
剰余金の配当					△187,473
当期純利益					312,264
自己株式の取得					
自己株式の処分			△0	△0	
自己株式処分差損の振替			0	0	△0
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	124,790
当期末残高	3,500,000	4,296,285	－	4,296,285	2,233,759

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△1,299,999	8,605,256	3,322,827	△419,932	2,902,894	11,508,150
当期変動額						
剰余金の配当		△187,473				△187,473
当期純利益		312,264				312,264
自己株式の取得	△418	△418				△418
自己株式の処分	6	6				6
自己株式処分差損の振替		－				－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）			△155,846	303,355	147,508	147,508
当期変動額合計	△411	124,378	△155,846	303,355	147,508	271,887
当期末残高	△1,300,411	8,729,634	3,166,980	△116,577	3,050,403	11,780,037

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2017年5月11日

株式会社ゆうちょ銀行
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 澤 陽 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小 林 英 之	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	富 山 貴 広	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゆうちょ銀行の2016年4月1日から2017年3月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの株式会社ゆうちょ銀行第11期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号ロ及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会は、監査委員会規則、監査委員会監査規程、職務の分担等に従い、当期の監査計画を定め、内部統制部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当行の利害を害さないよう留意した事項及び当該取引が当行の利害を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月15日

株式会社ゆうちょ銀行 監査委員会

監査委員 有田 知徳 ㊞

監査委員 野原 佐和子 ㊞

監査委員 町田 徹 ㊞

監査委員 壺井 俊博 ㊞

監査委員 池田 克朗 ㊞

(注) 監査委員 有田 知徳、野原 佐和子、町田 徹、壺井 俊博及び池田 克朗は、会社法第2条第15号及び第400条第3項に規定する社外取締役です。

以上

株主総会会場ご案内図 (昨年と会場が異なります。)

会場

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目10番地
横浜アリーナ

日時

2017年6月20日 (火曜日) 午前10時

受付開始：午前9時

※混雑状況等により受付時間を早める場合がございます。



交通機関の
ご案内

JR「新横浜駅」 横浜アリーナ方面出口 徒歩約5分

横浜市営地下鉄ブルーライン「新横浜駅」 7番出入口 徒歩約4分

駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

- 株主さまへのお土産はご用意しておりません。
- 当日ご出席の場合は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。